



国空機第 935 号

整理
番号

TCD-9070-2018

耐 空 性 改 善 通 報

平成 30 年 11 月 21 日

適用航空機の所有者各位

国土交通省航空局長

蝦 名 邦 晴



1. 第 2 項の航空機又はその装備品等の安全性又は環境適合性を確保するため、第 3 項の整備又は改造作業等の実施が必要であると認められますので通報します。

なお、本通報による検査、修理、交換、改造等が実施されないときは、航空法第 14 条の 2 第 1 項に基づく整備改造命令を発出し、又は同法第 134 条第 2 項に規定された立入検査を実施のうえ、同法第 14 条の 2 第 2 項の規定により耐空証明の効力を停止し、若しくは有効期間を短縮し、又は同法第 10 条第 3 項（同法第 10 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により指定した事項を変更する場合があります。

また、本通報により実施した作業については、同法第 58 条第 2 項に定めるとおり航空日誌に記載することが求められます。

2. 適用航空機

シュロス・セーフティ・プロダクツ（タカタ・プロテクション・システム、BAEセーフティ・システム・プロダクツ）社製座席固縛装置を装備した航空機：部品番号が4-01-()、4-02-()、4-03-()、4-04-()、1-09-043201BCR、1-09-483D01及び510100-01 REVA（全てのダッシュ番号を含む。）である座席固縛装置であって、本通報の別添に掲げる型式のバックルを装備したもの

注) 当該座席固縛装置は、グローブ式G115、G120及びG109B系列型、DG-Flugzeugbau式DG-300、DG-500及びDG-1000系列型、アレキサンダー・シュライハー式ASK21型、Zakłady Lotnicze Marganski式MDM-1 Fox及びSwift S-1型、ピラタス式B4-PC11型並びにE.I.S Aircraft (Fournier) 式RF-5型航空機に装備されている可能性があるが、これらに限られるものではない。

3. 適用項目

座席固縛装置の特定のラッチが、曲技飛行時に意図せずバックルから外れることにより、搭乗者の負傷及び機体の操縦性の低下に至る不具合を防止するため、既に実施した場合を除き、第3.1項～第3.4項に従うこと。

注1) 本通報における該当バックルとは、本通報の別添に掲げる型式のバックルである。本通報における該当部品とは、該当バックル、該当バックルを装備した座席固縛装置又は該当バックルを装備した座席である。

注2) 本通報における該当航空機とは、該当部品（注1参照）を装備した機体であって、かつ、飛行規程により曲技飛行が認められている航空機である。

3.1 該当航空機（注2参照）にあつては、本通報発効後30日を超えない時期までに、以下の内容を記載したプラカードを、操縦士がよく見える位置に貼付するとともに、飛行規程を改訂し、以下の内容を反映すること。なお、本項による飛行規程の改訂は、本通報の写しを飛行規程に挟み込むことで代えてもよい。

曲技飛行禁止

3.2 航空機の整備手順に従って、全ての該当部品（注1参照）を該当部品でない

ものと交換した機体にあつては、第 3.1 項により貼付したプラカードを取り外すとともに、改訂した飛行規程を元に戻してもよい。

3.3 第 3.3.1 項及び第 3.3.2 項に掲げる時期以降、該当部品（注 1 参照）を新たに飛行規程により曲技飛行が認められている航空機に装備してはならない。

3.3.1 該当航空機（注 2 参照）にあつては、第 3.2 項による該当部品（注 1 参照）の交換後

3.3.2 該当航空機ではない機体にあつては、本通報発効日

3.4 本通報による処置を他の同等な方法で実施する場合には、航空局長の承認が必要である。ただし、EASA AD 2017-0225 に係る同等な方法として EASA の承認を受けている SB 等に従って処置を実施する場合（運用限界の変更を伴う場合を除く。）には、航空局長への届出でよい。

4. 備考

4.1 本通報は、平成 30 年 12 月 5 日から発効する。

4.2 本通報は、EASA AD 2017-0225 による。

4.3 本通報の送付を受けた者は、参考配布を除き、平成 30 年 12 月 14 日までに、適用項目に関する実施状況を記載した報告書を、航空機安全課長に提出すること。記載要領、様式及び提出先については、航空機検査業務サーキュラーNo.3-003 に従うこと。

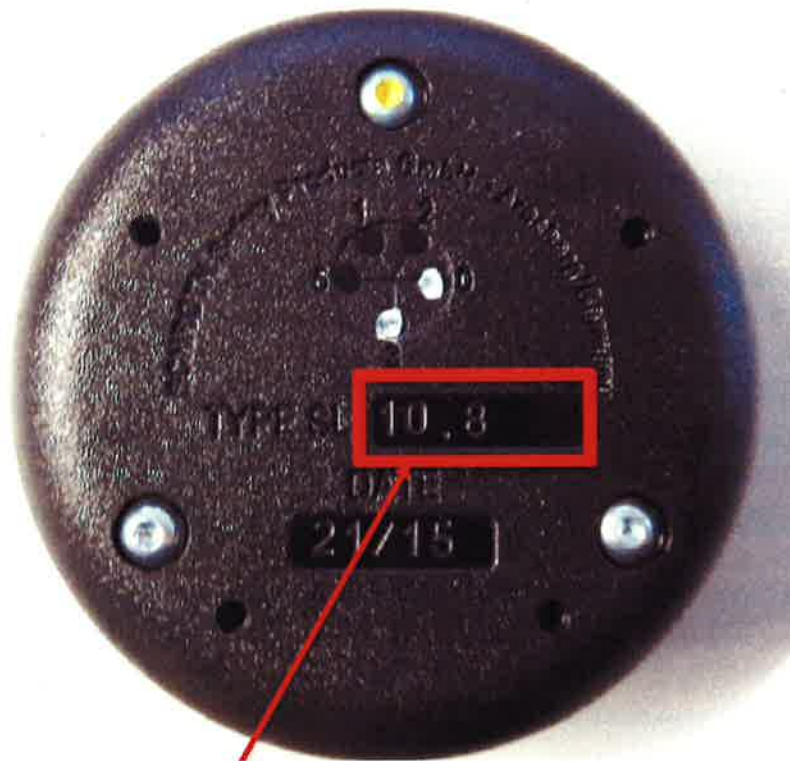
4.4 本通報による飛行規程の改訂は、航空機安全課長、前任航空機検査官又は耐空検査員の承認が必要である。

4.5 シュロス・サービス・プレティン 40.073-25-01（2017 年 7 月 7 日付け）及び承認されたこれらのその後の改訂版は本件に関するものである。

4.6 本通報の送付を受けた者で、当該航空機を所有しているが使用者が異なり、耐空性改善通報報告書を使用者から提出する場合には、直ちに本通報を使用者に回送すること。

バックルの該当型式

SL 10.0	SL 10.56	SL 11.5	SL 12.5Y	SL 15.6A
SL 10.05	SL 10.5A	SL 11.5Y	SL 12.9	SL 15.75
SL 10.06	SL 10.5Y	SL 12.0	SL 12.9J	SL 15.7A
SL 10.0A	SL 10.5Z	SL 12.0A	SL 14.0	SL 40.0
SL 10.0AV	SL 10.8	SL 12.0U	SL 14.0A	SL 40.0V
SL 10.0V	SL 10.8B	SL 12.0UK	SL 14.0Y	SL 40.3V
SL 10.0Y	SL 10.8Y	SL 12.0Y	SL 14.3	SL 40.3X
SL 10.0Z	SL 10.9	SL 12.3	SL 14.5	SL 40.5
SL 10.3	SL 11.0	SL 12.3A	SL 14.5A	SL 40.5X
SL 10.3A	SL 11.05	SL 12.3Y	SL 14.5Y	
SL 10.3Y	SL 11.0A	SL 12.5	SL 15.3A	
SL 10.5	SL 11.0Y	SL 12.5A	SL 15.6	
SL 10.55	SL 11.3	SL 12.5U	SL 15.67	



バックル型式が SL 10.8 の場合